

公民連携対話窓口「いっしょにやらいや」提案事業

米子市公会堂前大型LEDビジョンを利用した情報発信事業

仕様書

令和4年8月
鳥取県米子市

米子市公会堂前大型LEDビジョンを利用した情報発信事業仕様書

1 事業内容

米子市公会堂（以下「公会堂」という。）の敷地内において、広告映像等を放映する機器（大型LEDビジョン。以下「ビジョン」という。）を設置し、これを使って動画広告及び行政情報を放映する事業（以下「情報発信事業」という。）を行う。

2 実施期間

10年以内で情報発信事業を行う者（以下「事業者」という。）が提案した期間とする。

3 ビジョンの設置場所等

住 所 米子市角盤町2丁目61番地

設置場所 公会堂前交差点付近花壇内 別紙平面図参照

4 ビジョンの規格等

(1) ビジョンは、公会堂及び周囲の景観に配慮したサイズとし、接地面（設置場所を囲むレンガの上部面の高さを基準とする。設置場所に接する路面からの高さは270mm。）からの高さは支柱等を含め3,500mm以下とする。また、設置場所からはみださないこと。

(2) 鳥取県屋外広告物条例（以下「県条例」という。）を遵守するとともに、公会堂及び周囲の景観を損なわない色合い・デザインとし、米子市経済部文化観光局文化振興課（以下「市担当課」という。）の指示・指導に従うものとする。

(3) 音量は消音とする。

5 事業者の資格等

事業者はビジョンを設置し、自ら広告主の募集並びに放映する広告及び行政情報（以下「広告」と総称する。）を制作することができる者とする。

6 設置に係る用地の利用について

事業者は、ビジョンの設置について、米子市公有財産規則（平成17年米子市規則第42号。以下、「規則」という。）に基づき公有財産借受申請書を提出し、契約を締結しなければならない。

7 広告の内容

ビジョンにより放映する広告の内容については、米子市市有財産への広告掲載等に関する要綱（平成17年10月7日施行。以下「要綱」という。）第3条及び第8条の規定に準ずるものとする。

8 事業者の責務

(1) 事業者は、広告の内容その他広告に関する事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害その他不正の行為をしてはならない。

(2) 事業者は、広告の掲載により米子市（以下、「市」という。）又は第三者に損害を与えた場合は、自らの責任及び負担において解決しなければならない。

- (3) 事業者は、広告事業について市と締結した契約に基づく権利を第三者に譲渡してはならない。
- (4) 事業者は、公有財産の貸付期間の満了又は取消しによりビジョンを撤去した時は、速やかに、復旧等の適切な措置をとること。この場合において、当該措置に関する費用は、事業者の負担とする。

9 放映時間

放映時間は、事業者の提案によるものとする。

10 事業計画について

事業者は、ビジョンの仕様、放映料、モニター設置に係る施工管理、放映スケジュール及び広告の内容に関する事項についてあらかじめ市と協議の上、当該事項を記載した事業計画書を提出し、承認を受けなければならない。

11 情報発信事業に必要な経費

事業者は、ビジョン本体の製作、設置、維持管理、撤去に必要な経費、広告主の募集、広告の制作その他情報発信事業の実施に要する費用のすべてを負担する。

12 ビジョン設置に当たっての留意事項

- (1) 県条例を遵守するとともに、市担当課の指示・指導に従うこと。
- (2) 道路交通法を遵守するとともに、事前に米子警察署と協議し、指導に従うこと。
- (3) 公会堂は、公共建築100選に選出された優れた建築物であることから、公会堂の景観に配慮した意匠及び規模とすること。
- (4) ビジョンの落下、破損等により、公会堂の利用者、歩行者等に危険を生じさせることがないようにすること。
- (5) モニターの設置及び撤去並びにその他作業を行う場合は、事前に市と日程を調整すること。

13 放映料の支払

事業者は、本事業の実施に伴い、規則に基づく貸付料とは別に、放映料（事業者が提案する額）を納付すること。

14 市の広告の放映について

事業者は事業実施に伴う広告枠のうち、放映時間の4分の1以上を市の無料広告枠として確保すること。

15 広告主及び広告等の報告

事業者は、広告主の選定及び広告の内容について、事前に市に報告し、確認を受けなければならない。また、当該報告に必要な資料を、市の指定する期日までに提出しなければならない。

16 広告内容の修正

市は、広告の内容が要綱第3条に適合していないとき、または街頭で放映する広

告としてふさわしくないと判断したときは、事業者に対し広告の内容変更又は修正を求めることができる。この場合において、当該変更及び修正に要する費用は、事業者の負担とする。

17 ビジョンの破損及び紛失時の対応

事業者は、ビジョンが毀損し、汚損し、又は紛失したときは、速やかに、復旧等の適切な措置をとること。この場合において、当該措置に要する経費は、事業者の負担とする。

18 原状回復

事業者は、公有財産の貸付期間の満了又は取消しによりビジョンを撤去したときは、速やかに、原状回復をしなければならない。この場合において、当該措置に関する費用は事業者の負担とする。

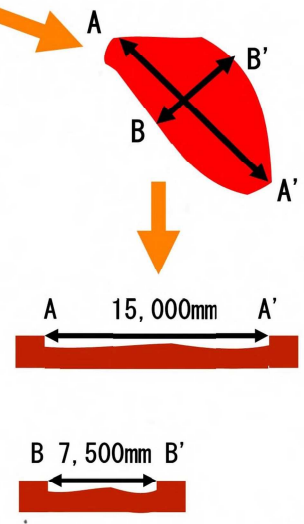
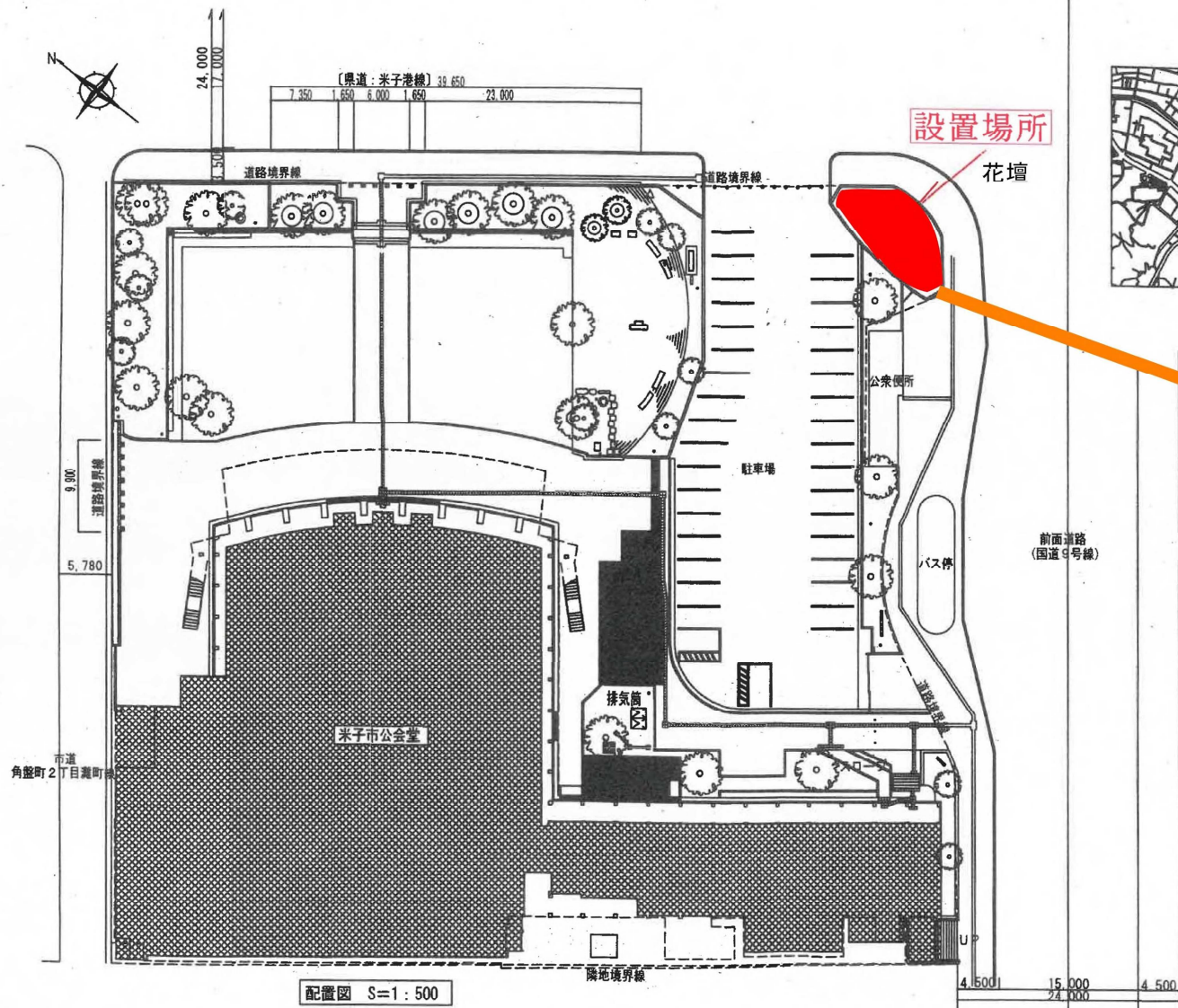
19 著作権等

事業者は、ビジョンの設置及び広告映像等の制作に際して、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うものとする。

20 その他

- (1) ビジョンは、定期的にメンテナンスを行い、ビジョン並びに掲載広告の内容等に変更が生じた場合は、速やかに対応すること。
- (2) ビジョンの設置に起因する事故等が発生した場合は、事業者の責任において解決すること。
- (3) 契約期間内であっても、公会堂のレイアウト変更により、やむを得ずビジョンの設置場所を協議の上変更する場合がある。
- (4) 公共の場所に設置されている事を十分に考慮し、掲載する広告の内容には細心の注意を払うこと。
- (5) 業務の実施について疑義が生じたとき、又はこの仕様書に明記されていない事項については、市・事業者で協議し定めるものとする。

別紙 平面図



* 概測